

四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務に係る受託者の募集及び選定に際し、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務概要

(1) 業務名

四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務（川之江浄化センター放流きょ耐震補強設計施工一括業務（以下「業務 1」という。）及び四国中央市大規模管路修繕設計施工一括業務（以下「業務 2」という。）をいう。）

(2) 業務内容

本業務は、大規模下水道管路の特別重点調査により緊急度Ⅰ及びⅡと判定された川之江浄化センター放流きょのうち緊急度の高い箇所の耐震補強及びその他の管路施設の修繕に係る実施設計及び工事を設計施工一括方式にて実施するものである。

(3) 履行期間

次に掲げる業務ごとにそれぞれ定める期間とする。

ア 業務 1 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

イ 業務 2 契約締結日の翌日から令和 10 年 2 月 28 日（月）まで

(4) 提案上限額

提案上限額は、268,024,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、次に掲げる項目ごとの提案上限額を超えないものとする。

ア 業務 1 99,663,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 業務 2 168,361,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 建設関連業務委託（コンサルタント）事業者及び建設業者の共同企業体であること。

(2) 共同企業体を構成する全ての事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コン

サルタント等、建設工事) (以下「入札参加資格審査申請書」という。) を提出している者又は令和 8 年 10 月 7 日 (水) までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。

イ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。

ウ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱 (平成 16 年四国中央市告示第 35 号) 又は四国中央市公営企業建設工事等入札参加資格停止措置要綱 (平成 19 年四国中央市告示第 120 号) に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

エ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 四国中央市暴力団排除条例 (平成 23 年四国中央市条例第 30 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 設計業務に当たる者 (以下「設計企業」という。) は、建設コンサルタント登録規程 (昭和 52 年建設省告示第 717 号) 別表に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けている者であること。

(4) 上記 (3) に掲げる者にあつては、入札参加資格審査申請書の希望業務及び登録部門について、「下水道」を登録していること。

(5) 設計業務における管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる要件を満たす者をそれぞれ配置できる者であること。

ア 技術士資格 (総合技術監理部門 (下水道) 又は上下水道部門 (下水道)) を有する者

イ 提案事業者のうち建設関連業務委託 (コンサルタント) 事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(6) 共同企業体のうち 1 者は、四国中央市内において令和 8 年度に建設業法の規定による特定建設業の許可を受けており、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 四国中央市建設工事請負業者の格付において土木一式工事 A 等級に格付されている者

イ 平成 23 年度以降において、四国中央市が発注した契約金額 10,000 千円 (税込) 以上の下水道管路施設に係る工事を元請として履行した実績を有する者

(7) 施工業務における監理技術者及び主任技術者は、次に掲げる要件を満たす者をそれぞれ配置できる者であること。また、監理技術者又は主任技術者のいずれかが、下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士、下水道管きょ更生施工管理技士又は公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た工法について各工法協会が実施する技術研修を修了した者であること。

ア 監理技術者

(ア) 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者

(イ) 提案事業者のうち建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

イ 主任技術者

(ア) 一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士の資格を有する者

(イ) 提案事業者のうち建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

- (8) 必ず共同企業体の代表者を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同企業体構成表及び共同企業体協定書の写しを提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。なお、共同企業体協定書の写しは、契約締結までに提出すれば足るものとする。
- (9) 共同企業体のうち1者以上が、上記(5)、(6)及び(7)の要件を満たす者であること。
- (10) 共同企業体のうち、工事施工にあたる者（以下「施工企業」という。）の構成員数は1者又は2者とする。
- (11) 共同企業体のうち、設計企業の構成員数は、1者とする。
- (12) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大の施工企業とする。また、構成員の最低出資比率の最小限度について、施工企業の構成員が2者の場合は、当該企業体の総出資比率の10分の3以上とする。なお、設計企業については、最低出資比率は、設けない。
- (13) 本業務で結成された共同企業体の構成員は、当該業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で提案を行うことは認めない。
- (14) 参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市水資源部下水道課

住 所 〒799-0413 四国中央市中曽根町25番地

電 話 番 号 0896-28-6230

F A X 番 号 0896-28-6463

電子メールアドレス gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年10月14日（水）までの期間において、市公式ホームページ (<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和8年10月14日（水）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年10月28日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。